

米子市建設工事低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米子市が発注する建設工事に係る入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項の規定により落札者を決定するための調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 前条の調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を行う基準となる価格をいう。
- (3) 低価格入札 調査基準価格を下回る価格での入札をいう。
- (4) 低価格入札者 低価格入札を行った者をいう。
- (5) 失格判断基準 低入札価格調査において失格と判断する基準をいう。
- (6) 失格基準価格 低入札価格調査において下回った場合に失格と判断する価格をいう。

(対象工事)

第3条 低入札価格調査は、米子市が発注する建設工事のうち、その予定価格が1億5,000万円以上のものであって、一般競争入札又は指名競争入札に付するもの（以下「基本対象工事」という。）及び米子市総合評価方式による競争入札試行要領（平成19年11月1日施行）第4項の規定に基づき総合評価入札の対象とする建設工事（以下「総合評価対象工事」という。）について実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、建設業者等指名審査委員会（米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱（平成19年6月1日施行）第8に定める建設業者等指名審査委員会をいう。第9条第2項において同じ。）が承認した場合には、基本対象工事であっても、低入札価格調査を実施しないことができるものとする。

(調査基準価格)

第4条 市長は、低入札価格調査を実施するときは、あらかじめ、当該低入札価格調査を実施する建設工事の予定価格の3分の2以上で調査基準価格を決定し、予定価格調書に記載するものとする。

2 前項の規定による調査基準価格（総合評価対象工事に係るものを除く。）の決定については、米子市建設工事最低制限価格設定要領（平成20年4月1日施行）第4条及び附則第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「最低制限価格」とあるのは「調査基準価

格」と、同項中「第4条第1項」とあるのは「米子市建設工事低入札価格調査実施要領（平成17年3月31日施行）第4条第2項において準用する第4条第1項」と読み替えるものとする。

3 総合評価対象工事に係る調査基準価格の決定については、別に定める。
（失格基準価格）

第5条 市長は、基本対象工事に係る入札の参加者のした入札金額の下位5件の平均値に0.85を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額を失格基準価格とするものとする。ただし、失格基準価格が前条の規定により決定した調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格を失格基準価格とするものとする。

2 総合評価対象工事に係る失格基準価格については、別に定める。
（最低制限価格の適用除外）

第6条 市長は、低入札価格調査を実施する入札については、令第167条の10第2項の最低制限価格を設けないものとする。
（入札に参加しようとする者への周知）

第7条 市長は、低入札価格調査を実施する入札に係る入札説明書には、次の事項を記載し、当該入札に参加しようとする者に周知するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

- (1) 調査基準価格が設定され、低価格入札については、低入札価格調査を行う旨及び当該調査基準価格
- (2) 低価格入札があった場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 低価格入札者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある旨
- (4) 低価格入札者は、事後の事情聴取及び低入札価格調査に協力すべき旨
- (5) 失格基準価格を下回った入札者は、失格とする旨
- (6) 失格判断基準を満たさない入札者は、失格とする旨
- (7) 調査基準価格が設定された入札について、低価格入札者を落札者と決定した場合に、主任技術者又は監理技術者（第14条第4号において「技術者等」という。）を追加配置させる旨

（入札の執行）

第8条 入札の結果、低価格入札があった場合には、入札執行者は、入札者に対して落札決定の保留を宣言するとともに、低入札価格調査に入ることを見て入札を終了するものとする。

（米子市低入札価格調査委員会）

第9条 低入札価格調査を適正に行うため、米子市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、総務部長を会長として、建設業者等指名審査委員会の委員をもって組織する。
- 3 委員会に、必要に応じて、あらかじめ会長が指名する会長代理者を置くことができる。
- 4 委員会の事務局は、総務部契約検査課に置くものとする。
（低入札価格調査の実施）

第10条 入札執行者は、低価格入札があった場合には、委員会に報告し、低入札価格調査を開始するものとする。

- 2 入札執行者は、低価格入札者がした入札金額が失格基準価格を下回った場合は当該低価格入札者を失格とし、失格基準価格調査表（別記様式第1号）を作成して、これを委員会に提出するものとする。この場合において、次項の規定による審査及び第5項の規定による調査は行わないものとする。
- 3 工事主管課長は、低入札価格調査の対象となる工事（次項において「調査対象工事」という。）に係る入札の終了後直ちに低価格入札者全員から（総合評価対象工事に係る入札の場合には、当該入札終了の翌々日まで評価順位が第1位である低価格入札者から）工事費内訳書（別記様式第2号）、積算資料等必要な書類を徴した上で、失格判断基準（別記様式第3号）の審査項目の全てを満たさない低価格入札者を失格とし、これらの書類を委員会に提出するものとする。この場合において、第5項の規定による調査は行わないものとする。
- 4 工事主管課長は、調査対象工事に係る入札における低価格入札者のうち最低の価格で入札した者から順次（総合評価対象工事に係る入札の場合には、評価順位が第1位である低価格入札者から）工事費内訳書について設計金額の内訳と比較し、著しく差のあるものについて、関係書類の提出を求めるとともに、次の項目に留意しながら低価格入札の理由を明らかにするものとする。
 - (1) 契約対象工事現場付近における手持ち工事の状況（別途近接工事の間接費等の調整の有無に留意すること。）
 - (2) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況（別途近接工事の間接費等の調整の有無に留意すること。）
 - (3) その他の手持ち工事
 - (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所・倉庫の位置との関連（地理的条件）

- (5) 手持資材の状況
 - (6) 資材購入先及び当該資材購入先と入札者との関係
 - (7) 手持機械数の状況
 - (8) 労務者の具体的供給見通し
 - (9) 経営内容
 - (10) その他工事の特殊性等により必要と認められる事項
- 5 契約担当課長は、必要に応じて、低価格入札者について、次の内容を調査するものとする。
- (1) 経営状況
取引金融機関、保証会社等への照会
 - (2) 信用状況
建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況
 - (3) 米子市が過去2年間に発注した建設工事のうち、当該低価格入札者が施工した建設工事に係る契約年月日、工事名及び成績状況
 - (4) その他必要事項
- 6 工事主管課長及び契約担当課長は、前2項の規定による調査終了後、低入札価格調査表（別記様式第4号。次条において単に「調査表」という。）を作成の上、第3項の規定により徴した工事費内訳書を添えて、これらの書類を委員会に提出するものとする。
- （委員会の審議等）
- 第11条 委員会は、前条第2項及び第3項の規定による報告があったときは、その旨を、同条第6項の規定による調査表の提出があったときは、低価格入札者の当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるかどうかを審議してその結果を、それぞれ市長に報告するものとする。
- （落札者の決定等）
- 第12条 市長は、前条の規定による報告に基づき落札者の決定をするものとし、入札執行者は、入札結果通知書（別記様式第5号）により当該落札者に対してその旨を、失格となった入札者には理由を付してその旨を、その他の入札者に対して落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知するものとする。
- （入札結果の公表）
- 第13条 低入札価格調査を実施した建設工事に係る入札結果の公表に際しては、閲覧に供する入札調書の写しの備考欄に「低入札価格調査適用

工事」と記載するとともに、調査結果を公表するものとする。

(監督体制の強化等)

第14条 工事主管課長は、低価格入札者を落札者と決定した場合は、次の措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳の内容聴取

施工体制台帳の提出に際し、必要に応じて、落札者（特定建設工事共同企業体の場合には、その各構成員。次号において同じ。）の代表者等からその内容の聴取を行う。

(2) 施工計画書の内容の聴取

施工計画書の提出に際し、必要に応じて、落札者の代表者等からその内容の聴取を行う。

(3) 重点的な監督業務の実施

工事主管課長は、次に掲げる事項に留意し、監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するものとする。

ア 担当係長を主任監督員とし、監督業務に当たらせること。

イ 検査等に当たっては、立ち会うことを原則として入念に行うこと。

ウ あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を行い、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取すること。

エ 当該建設工事の工期中に1回以上抜き打ちに検査を行うこと。

(4) 施工体制の強化

当該建設工事に配置する技術者等は、専任とし、当該専任による技術者等と同等以上の能力を有する者を追加配置させるものとする。この場合において、当該追加配置させる技術者等は、当該建設工事の現場代理人又は他の建設工事の技術者等と兼ねることができないものとする。

(5) 労働基準監督署との連携

安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認められるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(契約に係る措置)

第15条 低価格入札者を落札者と決定した場合における当該落札者との契約の締結に当たっては、当該落札者に対し、次に掲げる事項を義務付けるものとする。

(1) 当該落札者は、請負金額に100分の30を乗じて得た額以上の額

の契約保証金を納付すること。

- (2) 前金払の金額は、請負金額に10分の2を乗じて得た額を超えない範囲の額とすること。

附 則

この要領は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年3月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の米子市建設工事低入札価格調査実施要領第4条第1項の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び指名競争入札について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の米子市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び指名競争入札について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び指名競争入札については、なお従前の例による。

工 事 費 内 訳 書

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

- 1 工事名 ○○○工事
- 2 工事場所 米子市○○
- 3 入札価格 ○○○, ○○○, ○○○ 円
- 4 入札価格の内訳 (単位:円)

直接工事	
共通仮設費計	
純工事費	
現場管理費	
工事原価計	
一般管理費	
工事価格	

この欄は、入札書と一緒にご提出いただいた工事内訳書の内容をそのまま転記してください。(変更は認められません。)
 その上で、この内容の詳細が分かるものとして、ご購入いただいた市設計書に金額を記入し、見積書等の積算資料とともに別添としてください。

5 その他

項 目	計上費用
下請け見積価格	①
労務費	②
建設副産物処理費用	③
品質管理の各種試験費用	④
安全設備、誘導員等の費用	⑤
現場事務所等に係る費用	⑥
現場労務者の安全・衛生訓練に要する費用	⑦
労災保険料、雇用保険料、建設業退職金共済制度等の費用	⑧
工事登録費(コリンズ)に要する費用	⑨
契約保証、前払い保証に要する費用	⑩

この欄は、工事内訳書の中から該当する部分だけの金額を記入してください。(そのため、①から⑩の合計金額が、入札金額にはなりません。)
 その上で、この内容の詳細が分かるものとして、積算資料があれば、別添としてください。

注意事項

- 1 直接工事費の内訳は種別ごとに記入すること。
- 2 算定の根拠となった積算資料、見積書等をすべて添付すること。
- 3 「5 その他」の各項目については、入札金額のうち当該項目に係る費用を記載し、その積算根拠となる資料を添付すること。
- 4 「5 その他」の項目について、施工に当たって計上する必要がない場合は、計上費用欄に「不要」と記載し、その理由を記載すること。
- 5 記入漏れ、積算金額に根拠がない場合、理由なく計上されない費用がある場合には適正な履行ができないと判断し、失格となるので内容を確認の上、提出すること。